

公表基準等の解説

実務対応報告公開草案第54号「実務対応報告第34号の適用時期に関する当面の取扱い（案）」の公表

ASBJ 専門研究員 むらせ しんご
村瀬 進吾

1. はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）は、平成29年12月7日に、実務対応報告公開草案第54号「実務対応報告第34号の適用時期に関する当面の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）（コメント募集期限：平成30年2月7日）を公表した¹。

本稿では、本公開草案の概要を紹介する。なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

2. 公表の経緯

実務対応報告第34号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第34号」という。）では、「退職給付債務等の計算において、割引率の基礎とする安全性の高い債券の支払見込期間における利回りが期末においてマイナスとなる場合、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれかの方法による」（実務対応報告第34号第2項）ことを当面の取扱いとして定めている。この実務対応

報告第34号については、平成29年3月31日に終了する事業年度から平成30年3月30日に終了する事業年度までに限って適用することとし、引き続き検討を行うこととしていたため、検討を行い、本公開草案を公表している。

3. 本公開草案の概要

本公開草案では、実務対応報告第34号第3項に定める適用時期について次のとおりとすることを提案している（本公開草案第2項）。

（変更前）「本実務対応報告は、平成29年3月31日に終了する事業年度から平成30年3月30日に終了する事業年度まで適用する。」

（変更後）「本実務対応報告は、平成29年3月31日に終了する事業年度から、第2項に定めるいずれの方法によっても退職給付債務の計算に重要な影響を及ぼさず、当該取扱いを変更する必要がないと当委員会が認める当面の間、適用する。」

したがって、本公開草案第2項に定める当面の間、退職給付債務等の計算において、割引率の基礎とする安全性の高い債券の支払見込期間における利回りが期末においてマイナスとなる

¹ 本公開草案の全文については、ASBJのウェブサイト（https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2017/2017-1207.html）を参照のこと。

場合、引き続き、次のいずれかの方法（実務対応報告第34号第2項）によることとなる。

- ① マイナスの利回りをそのまま利用する方法
- ② 利回りの下限としてゼロを利用する方法

4. 本公開草案における提案の背景

(1) 退職給付債務の計算の基本的な考え方

企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」（以下「退職給付会計基準」という。）第16項では、「退職給付債務は、退職により見込まれる退職給付の総額（以下「退職給付見込額」という。）のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算する。」としている。当該会計処理は、「退職給付の性格は、労働の対価として支払われる賃金の後払いであるという考え方に立ち、基本的に勤務期間を通じた労働の提供に伴って発生するものと捉えていた。このような捉え方に立てば、退職給付は、その発生が当期以前の事象に起因する将来の特定の費用的支出であり」（退職給付会計基準第53項）、「将来の退職給付のうち当期の負担に属する額を当期の費用として計上するとともに負債の部に計上する」（退職給付会計基準第54項）という基本的な考え方に基づいている。

(2) 退職給付債務の計算における見積り

退職給付見込額は、合理的に見込まれる退職給付の変動要因（退職率、予想昇給率等）を考慮して見積ることとされており（退職給付会計基準第18項並びに企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（以下「退職給付適用指針」という。）第7項及び第8項）、企業固有の事情を反映した合理的な仮定や予測（以下「企業固有の見積り」とい

う。）に基づいて見積られる。

他方、退職給付債務の計算における割引率は、「期末における安全性の高い債券の利回り」を基礎として決定するとされている（退職給付会計基準第20項及び退職給付適用指針第95項）ことや、各事業年度において見直される（退職給付適用指針第30項）ことから、割引率については、企業固有の見積りではなく、市場で観察される利回りが反映されることになる。

(3) 債券の利回りがマイナスとなる場合に退職給付債務を計算する上での2つの考え方

割引率の基礎とする安全性の高い債券の支払見込期間における利回りが期末においてマイナスとなる場合に、退職給付債務の割引計算において期末時点の市場の評価を反映させる側面（上記(2)後段参照）と企業固有の見積りによる退職給付見込額を費用配分し負債に反映させる側面（上記(2)前段参照）のいずれを重視すべきかにより、退職給付債務を計算する上で、次の2つの考え方を採り得ると考えられる。

- ① 退職給付債務の額は、「退職給付見込額のうち、期末までに発生していると認められる額」を超えることもあり得るとの考え方
- ② 退職給付債務の額は、「退職給付見込額のうち、期末までに発生していると認められる額」を超えるべきではないとの考え方

① 退職給付債務の額は、「退職給付見込額のうち、期末までに発生していると認められる額」を超えることもあり得るとの考え方

①の考え方は、退職給付見込額を計算するにあたっては企業固有の見積りの要素が含まれるものの、割引率の決定には企業固有の見積りの要素は含まれず、市場の評価に委ねるべきであるとする考えである。この考え方は、退職給付債務の計算における割引率が市場で観察される安全性の高い債券の利回りを基礎として決定さ

れ、かつ、毎期見直される点を重視する考えである。

当該考えに基づくと、市場で観察される債券の利回りがプラスかマイナスかにかかわらず、当該市場で観察される期末における債券の利回りをそのまま用いることとなり、その結果、退職給付債務の額は、「退職給付見込額のうち、期末までに発生していると認められる額」を超える（割増計算が行われる）こともあり得ることになる。

② 退職給付債務の額は、「退職給付見込額のうち、期末までに発生していると認められる額」を超えるべきではないとの考え方

②の考え方は、退職給付債務は、企業が第三者にその債務を移転することなく自ら履行する（従業員等へ退職一時金又は企業年金を支払う）ことを前提として計算され、従業員等へ将来の退職給付として支払うべき額（退職給付見込額）を勤務期間にわたり各期に配分するものである点を重視する考えである。

当該考えに基づくと、退職給付債務は、退職給付見込額のうち、当期までに労働の提供に伴って発生している額について従業員等への退職給付に対して備えるものであるため、これを割増計算することにより、退職給付見込額のうち期末までに発生していると認められる額を超えて備える必要はないこととなる。また、損益計算上、退職給付見込額のうち当期に発生していると認められる額を超える額を当期の勤務費用として費用配分すること及び勤務期間を通じて計上される勤務費用の総額が退職給付見込額を超えることは、費用配分の方法として適切ではなく、その帰結として将来的に利息費用として収益（又は費用の減額）が計上されることも有用性に乏しいと考えることとなる。

(4) 本公開草案における取扱い

ここで、上記(2)のとおり、現行の退職給付会計基準では、退職給付債務の計算において、企業固有の見積りの要素と市場で観察される要素が混在しており、上記(3)の①及び②の2つの考え方を採り得ると考えられる。この点、国際的な会計基準においても、退職給付債務は同様の方法により測定することとされている。国際的な議論においても、退職給付債務の測定の目的が必ずしも明らかではないと指摘されているところであり、見解が分かれ得るものと考えられる。これらの状況を踏まえると、上記(3)の①及び②のいずれの考え方が適当であるかを一義的に見出すことは困難であると考えられる。

また、現時点では、日本銀行により10年物国債金利をゼロ%程度で推移させる政策が採られているため、実務対応報告第34号第2項に定めるいずれの方法を採用しても退職給付債務の計算に重要な影響を及ぼさないと考えられる。

これらの状況を踏まえ、今後、マイナス金利を巡る環境に大きな変化が生じ、現状の金利水準が大幅に低下する等の大きな変化が生じる状況にない間については、退職給付債務等の計算において、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれかの方法による（実務対応報告第34号第2項）ことを、当面の取扱いとして適用することとした（本公開草案第2項）。

5. 適用時期

本公開草案では、公表日以後適用することを提案している（本公開草案第3項）。

6. 今後の予定

今後、本公開草案に寄せられたコメントを踏まえて検討を行い、最終基準化することを予定しているため、その動向に留意されたい。